

個別対応職員に関する国会質問答弁の研究

Study of the Diet question statement about the staff for individual treatment

小宅理沙・今井慶宗

Risa KOYAKE & Yoshimune IMAI

要旨

個別対応職員は児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に配置されている。個別対応職員についての国会における質問答弁について検討した。国会における質問答弁は、制度の創設、その後の配置、一時保護所・婦人保護施設、子どもに対する職員の配置割合、必要性、児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会、勤務形態・措置費、旧虚弱児施設、里親委託との関係の諸点に分類することができる。平成13年以降の約20年間で、国会の質問答弁に登場したのは20回強にとどまる。質問内容も制度の大幅な改善を迫るものではなく、事実関係の確認にとどまっているものが多い。個別対応職員の意義や有用性を明らかにしその配置を進めるためにも、国会で多く取り上げられることが必要である。個別対応職員に関する国会の議論が活発になされ、制度改善に結び付けていくことが求められる。

キーワード：個別対応職員、児童養護施設、乳児院、国会、措置費

I はじめに

個別対応職員は児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に配置されている。

個別対応職員について国会の質問答弁に特化した先行研究は見当たらないようである。

本研究では、国会両院の本会議・委員会等における個別対応職員に関する議論を抽出し、そこで表れている意義などについて検討する。国会の本会議・委員会等において議論された内容について公開されている会議録に基づいて検討した。

II 個別対応職員に関する規定

平成24年4月5日付児発0405第11号都道府県知事・指定都市市長・中核市市長・児童相談所設置市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第4「個別対応職員」では1「趣旨」として「虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする」、2「配置施設」では「個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子

生活支援施設とする」、3「個別対応職員の業務内容」では「(1) 被虐待児童等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接 (2) 当該児童への生活場面での1対1の対応 (3) 当該児童の保護者への援助 (4) その他」とされている。

なお、措置費の支給については、「〔児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について〕通知の施行について」(平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知)がある。この第1「暫定定員及び保護単価の設定について」の2「事務費の保護単価の設定について」の(4)では「乳幼児10人未満を入所させる乳児院及び母子生活支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、被虐待児童等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。」と規定されている。

Ⅲ 国会における質問答弁（一部要約）

1. 創設

平成14年3月20日参議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「近年、児童虐待の増加があるので、それに対応するために、虐待を受けた子の保護、指導が十分にできるように、平成13年度からは虐待を受けた子供に個別対応ができる個別対応職員という形で職員を配置している」と答弁している¹⁾。

平成13年11月19日参議院共生社会に関する調査会では厚生労働副大臣が「保護・指導からアフターケアについては、平成13年度は児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置、児童福祉施設への心理職員の配置の充実、児童相談所における保護者へのカウンセリングの強化などに取り組んでいるほか、平成14年度概算要求については、里親制度の充実として専門里親制度の創設や里親支援制度の創設、また施設の個別対応職員の配置の拡充などを要求している」と説明している²⁾。

平成14年3月20日参議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「平成13年度には児童養護施設に個別対応職員を配置したし、平成14年度の予算案では、個別対応職員を、2歳以下の子供がいる、乳児にも虐待を受けた子供がいるので、乳児院にも個別対応職員を配置することを始めた」と答弁している³⁾。

2. 配置

平成15年2月26日参議院共生社会に関する調査会では厚生労働副大臣が「児童養護施設の拡充、さらに里親制度の拡充等について、厚生省の取組として、原則6人定員の小規模型の児童養護施設の拡充、乳児院、児童養護施設に心理療法担当職員、被虐待児個別対応職員の配置等を行ってきた」と説明している⁴⁾。

平成15年2月27日衆議院予算委員会第五分科会では厚生労働副大臣が「乳児院、児童養護施設等の入所件数もふえてきて、もう大体いっぱいという状況にあることは間違いないと思う。平成14年度の補正予算においても、入所児童の個々の状況を踏まえた質の高いケアを行えるように、特に乳児院や児童養護施設において、必要に応じて、従来の職員配置基準に上乘せをする形で、心理療法の担当職員や個別対応職員を配置するなどの取り組みが行われている」と答弁している⁵⁾。

平成17年6月14日衆議院本会議では厚生労働大臣が「児童自立支援施設においては、被虐待児個別対応職員等の配置や小規模グループケアの導入など、その充実を図っている」と答弁している⁶⁾。

平成23年10月25日衆議院青少年問題に関する特別委員会では厚生労働省大臣官房審議官が「母子生活支援施設においては、平成16年には個別対応職員の配置が措置費上の加算の対象とされている」と答弁している⁷⁾。

平成14年3月20日参議院厚生労働委員会では質問の中で「個別対応職員の加算方式について聞きたいが、特に家庭で大変厳しい体験をした子供たちの心を支えて、安心してその子供たちが心を開いて自分を表現できるように、一人一人の子供の権利を守るためには本当に実態に応じた配置が必要だろうと思っている。個別対応を必要とする児童数に応じて加算して配置をしてもらいたいという要望がある」ということが指摘されている⁸⁾。

平成15年6月11日衆議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「児童福祉施設の最低基準があるが、それを確保することのほか、例えば自立支援のための非常勤職員の配置とか、心理療法担当職員の配置、あるいは虐待を受けた子に個別に対応することができる態勢をつくるためのいわゆる個別対応職員の配置をしてもらいに予算を加算するなど、入所児童の処遇の向上、職員態勢の整備に努めてきた」と答弁している⁹⁾。

平成16年11月25日参議院厚生労働委員会では厚生労働大臣が「虐待を受けて入所する児童が増加をしているので、平成16年度予算においても、最低基準に上乗せする形で、全施設について家庭支援専門相談員の配置、あるいは被虐待児個別対応職員の配置、さらに心理療法担当職員等を確保するための被虐待児受入れ加算の創設を行い実質的な改善は図った」と答弁している¹⁰⁾。

3. 一時保護所・婦人保護施設

平成31年3月20日参議院総務委員会では厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長が「一時保護所の設置、運営については、児童養護施設の面積や配置基準等に係る基準を準用する形で基準を定めている。定員の状況によって個別対応職員や栄養士、調理師等を配置する基準になっている」と答弁している¹¹⁾。

令和元年10月30日衆議院内閣委員会でも厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長が「保護した女性はもとより、同伴の児童に対してもさまざまなケアを行っていくことは重要である。一時保護所においても、婦人保護施設においても、カウンセリング等の心理回復を行える心理療法の担当職員とか、また同伴児童の保育等を行う指導員、また、障害等の特に配慮が必要な人にはそういう対応をする個別対応職員の配置をできるようにして、同伴児童に対する適切な援助を行う体制の確保に努めている」と答弁している¹²⁾。

4. 子どもに対する職員の配置割合

平成16年11月10日衆議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「最低基準は就学児の場合6対1であるが、この数年間、最低基準に上乗せをする形で、それぞれの受け入れの児童の状態に応じて、ファミリーソーシャルワーカーの配置とか、個別対応職員の配置、それから心理療法担当職員の配置で、最低基準以外の職員の確保、改善を図ってきたところで、実質的には、6対1ではなくて、こういう加算、特別の上乗せの人員を加えると、事実上3.5人に1人ぐらいの状況にはなっている」と答弁している¹³⁾。

5. 必要性

平成15年4月17日参議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「児童虐待を受けた子供が増えていることに着目して、平成13年度からは、虐待を受けた子にマン・ツー・マンで丁寧に対応できるような、個別対応職員の加配ができるようしている」と答弁している¹⁴⁾。

平成15年6月11日衆議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「性的虐待が発見された子の保護とその後のケアも大変専門性が要るところで、児童養護施設に入所をさせるときにも、特に、個別対応職員をつけるとか、心理療法士、精神科医に治療を依頼するといった専門的なケアをしながら、本当にその子が安全感、安心感を取り戻すというのは、そこにたどり着くまでに大変な専門的なケアが要る」と答弁している¹⁵⁾。

平成15年7月17日衆議院青少年問題に関する特別委員会では厚生労働省大臣官房審議官が「児童養護施設は昔は親のない子どもたちが多かったが、今、入所している子どもの何割もが虐待関係と言われている。そうした中で、心理療法を必要とする児童が多い施設における心理療法担当職員の配置とか、大きな施設における被虐待児個別対応職員の配置、さまざまな取り組みをこれまでも行ってきた」と答弁している¹⁶⁾。

平成28年11月22日参議院法務委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局児童虐待防止等総合対策室長が「虐待を受けた子どもが入所をしている児童養護施設等においても、個別対応職員による児童への1対1の対応や心理療法担当職員による専門的なケア等を行っている」と答弁している¹⁷⁾。

児童虐待への対応だけではなく各種障害への対応としても必要であることが明らかにされている。

平成20年5月23日衆議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「児童養護施設等において、知的障害あるいは発達障害、その他心身に障害のある子どもの増加が見られる。被虐待児童のほか、多様な子どもへの対応が必要な状況にあると認識している。このような状況を受けて、これまでも、個別対応職員の加算措置等を実施してきた」と答弁している¹⁸⁾。

平成20年11月25日参議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「施設にいる子どもの中で発達障害を持つ子どもが大変増えていると言われている。施設の中でまず個別対応職員の配置をする、それから心理療法の担当職員の配置をして、発達障害児に対してその子どもの発達状況に応じた個別的なケアができるように、また、職員全体について発達障害についての知識を持つための研修などに取り組んでいる」と答弁している¹⁹⁾。

平成29年6月13日参議院厚生労働委員会では厚生労働副大臣が「障害のある児童を始め、個々の児童に対して適切な支援を行うために、児童養護施設においては、通常の児童指導員等に加えて全ての施設に個別対応職員を配置し、個別の対応が必要となった児童への1対1の対応やその保護者への相談支援等を行っている」と答弁している²⁰⁾。

6. 児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会

平成23年2月7日衆議院予算委員会では厚生労働大臣が「平成23年1月28日、児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会を立ち上げて、早急に問題を検討していこうということで今始めた。そこで、まずは予算を伴わなくてやれることをまずやるということで、職員の配置については、家庭支援専門相談員や個別対応職員などの配置をすること、これを義務化すること等を提案

して検討させていて、これは予算措置を必要としないものから、これは早急にやっていきたい」と答弁している²¹⁾。

平成23年2月25日衆議院予算委員会第五分科会でも厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「児童養護施設の最低基準を、新たに設置した児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会において検討を行っている。ここでは、まず、新たな予算措置を必要としないものは早急に改正することにして、職員配置の中で、家庭支援専門相談員とか個別対応職員などの配置をまず義務化しようという方向で検討している」と答弁している²²⁾。

これについてはさらに進められ、平成23年4月15日衆議院法務委員会では厚生労働省大臣官房審議官が「児童養護施設の状態を改善しなければならないという思いに立っていて、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会等において検討を行っている。まず、新たな予算措置を必要としないものは早急に改正をしようということで、職員配置については、家庭支援専門相談員や個別対応職員などの配置は義務化する等の当面の改正案を取りまとめている、省令改正の手続を現在進めている」と省令改正に着手したことを答弁している²³⁾。

7. 勤務形態・措置費

平成15年6月11日衆議院厚生労働委員会では「乳児院は全国115か所、3,000人ぐらいが入所しているが、親に対するケアということで、個別対応職員、家庭支援専門員が非常勤でついている。しかし非常勤ということで、これを常勤にしてほしいという要望はどうか」という質問に対して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長は「乳児院に限らず、児童養護施設あるいは児童自立支援施設における職員の態勢をどう考えるか、特に虐待を受けた子供、親の養育放棄の結果家庭で育てられない子供という、難しい子供を預かるケースがふえているから、難しい課題になっている。5月から社会保障審議会児童部会の中に社会的養護のあり方に関する専門委員会を設置して、今専門家や関係者で議論をしている。早急に取りまとめてもらいたいと思っているが、その中で乳児院の態勢の問題についてもぜひ検討してみたい」と答弁している²⁴⁾。

平成16年3月1日衆議院予算委員会第五分科会では質問の中で「今回予算措置を大変充実させるということであるが、相変わらず児童養護施設に支払われている予算の単価がまだ少ないのではないのか。例えば、被虐待児個別対応職員が配置される。これは1人当たり330万円、国が2分の1、都道府県が2分の1であるが、330万円は、これは国の負担分2分の1で、全体で660万円かと聞いたら、いや、これが全額であるということであるが、330万円でこれだけの難しい業務を担う人たちが本当に雇えるか。初任給だったらまだわかる。20万円で12か月、ボーナスが4か月ぐらいついて16か月、320万円という大体ぴったりくるが、これにまた社会保険料とかいろいろな手当とか、いっぱい乗ることを考えると、これで本当に人が雇えるか。例えば、大学で児童福祉の問題を勉強しても、すぐ使えるわけではない。やはりいろいろな相談に乗れるのは7、8年、虐待問題を取り扱うには20年ぐらいの経験が要するというのが実際に今までやってきた人で、ではそういった人たちが330万円で雇えるのか、そういったことを考えると、圧倒的に、やはり人材を確保しようとする予算規模になっていないと思う」という指摘がある²⁵⁾。

8. 旧虚弱児施設

平成15年6月11日衆議院厚生労働委員会では厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「虚弱児施設

は、制度として通常の児童養護施設の中に吸収された。その結果、子供たちの処遇が低下することがあってはならないことで、例えば看護師などについては、引き続き定められた人数を置くことについて助成の対象にするなど、必要であればやってくるので、児童養護施設になったとしても、病虚弱児ということで、特に個別の対応が必要な場合には個別対応職員を配置するとか、看護師を配置するとかということで、必要な体制をとることがいりようだと思っている」と答弁している²⁶⁾。

9. 里親委託との関係

平成28年5月18日衆議院厚生労働委員会では「児童養護施設には、里親などでは対応が難しい、例えば虐待であったり、あるいは重い障害であったり、里親ではなかなか対応が難しいようなケースの子どもが施設により集まってくるようになってくる。今後、非常に里親では難しいようないろいろな課題を抱えた子どもが施設にふえてくる、割合がふえてくる、これに対して、個別対応職員あるいは心理療法担当職員、これまでどおりの配置基準だと、これまでと変わらない人数だとしても、1人1人の濃さ、子ども1人1人の対応にかかる大変さが施設ではより変わってくる。ここの配置基準が変更が必要ではないか」という質問があり、厚生労働大臣が「現在、施設に入所している児童のうちで、約6割は虐待を受けた経験があり、また3割が障害を有している。近年その傾向が強くなっている。こうした児童に対して適切な支援をしていくためには、施設において、通常の児童指導員等に加えて、個別の対応ができる職員を全ての施設に配置し、個別の対応が必要となった児童への1対1の対応とか、その保護者への相談支援などを行うことが大事である。個別対応職員について、既に全ての施設に配置をしていて、現時点でさらなる配置はすぐには簡単ではないと考えている」と答弁している²⁷⁾。

IV 考察

個別対応職員についての質問答弁は、制度の創設、その後の配置、一時保護所・婦人保護施設、子どもに対する職員の配置割合、必要性、児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会、勤務形態・措置費、旧虚弱児施設、里親委託との関係の諸点に分類することができる。

平成13年以降の約20年間で、国会の質問答弁に登場したのは（数え方にもよるが）20回強にとどまる。質問内容も制度の大幅な改善を迫るものではなく、事実関係の確認にとどまっているものが多い。

平成13年度から配置が始まった個別対応職員について、平成14年3月20日参議院厚生労働委員会で厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「近年、児童虐待の増加があるので、それに対応するために、虐待を受けた子の保護、指導が十分にできるように、虐待を受けた子供に個別対応ができる」ようにこの職員を置いたことを明らかにしている。平成13年度の翌年度である平成14年度については、平成14年度予算で個別対応職員を「2歳以下の子供がいる、乳児にも虐待を受けた子供がいるので、乳児院」にも配置することを始めたことを平成14年3月20日参議院厚生労働委員会で厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が答弁の中で説明している。平成15年4月17日参議院厚生労働委員会でも厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が「児童虐待を受けた子供が増えていることに着目して」「虐待を受けた子にマン・ツー・マンで丁寧に対応できるような、個別対応職員の加配ができるようしている」ことを述べている。

その後、平成17年6月14日衆議院本会議では児童自立支援施設が、平成23年10月25日衆議院青少年問題に関する特別委員会では母子生活支援施設に、それぞれ個別対応職員が配置されていることが厚生労働省側の答弁で触れられている。

一時保護所への配置については平成31年3月20日参議院総務委員会と令和元年10月30日衆議院内閣委員会での厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長の答弁で、婦人保護施設については令和元年10月30日衆議院内閣委員会での厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長の答弁で触れられている。

個別対応職員は被虐待のケースのみに対応することとしているわけではない。平成20年5月23日と平成20年5月28日の衆議院厚生労働委員会での厚生労働省雇用均等・児童家庭局長は「知的障害あるいは発達障害、その他心身に障害のある子どもの増加が見られ」「被虐待児童のほか、多様な子どもへの対応が必要な状況にある」状況から個別対応職員の加算措置等が行われてきたとしている。

平成23年1月28日に立ち上げられた「児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会」では、「まずは予算を伴わなくてやれることをまずやる」こととされたことや、職員配置について、家庭支援専門相談員・個別対応職員の配置を義務化すること等が検討されている。これが最初に言及されたのは平成23年2月7日衆議院予算委員会での厚生労働大臣答弁であるが、2か月後の平成23年4月15日衆議院法務委員会での厚生労働省大臣官房審議官答弁は「省令改正の手续を現在進めている」とされ、省令改正まで迅速に進められたことが分かる。

しかし、これ以上の増員は困難であることも示されている。平成28年5月18日衆議院厚生労働委員会で厚生労働大臣は「個別対応職員について、既に全ての施設に配置をされていて、現時点でさらなる配置はすぐには簡単ではない」と答弁しているように、増員は容易ではないとされている。

平成16年3月1日衆議院予算委員会第五分科会では児童養護施設の措置費の単価が少ないことが取り上げられている。個別対応職員1人当たりが330万円であることが指摘され「330万円でこれだけの難しい業務を担う人たちが本当に雇えるか」とされている。「大学で児童福祉の問題を勉強しても、すぐ使えるわけではない」こと、「実際に今までやってきた人」を見てみると「いろいろな相談に乗れるのは7、8年、虐待問題を取り扱うには20年ぐらいの経験が要る」ことを明らかにしたうえで、「人材を確保しようとする予算規模になっていない」としている。措置費の計算上は、個別対応職員について、練達した職員を1人新規に雇用するというよりは、既存の職員の中に含めて考え、その中の1人分の経費を用意するという意図であると考えられる。

個別対応職員は主として虐待被害児童への対応を行うものと考えられるが、平成15年6月11日衆議院厚生労働委員会の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長答弁は「虚弱児施設は、制度として通常の児童養護施設の中に吸収された」結果として「子供たちの処遇が低下することがあってはならない」から「児童養護施設になったとしても、病虚弱児ということで、特に個別の対応が必要な場合には個別対応職員を配置する」ことが触れられている。

里親委託が困難なケースについて平成28年5月18日衆議院厚生労働委員会で取り上げられている。厚生労働大臣が「虐待を受けた経験」がある子ども「障害を有している」子どもも少なくなく「近年その傾向が強くなっている」こと「こうした児童に対して適切な支援をしていくため」「個別の対応ができる職員を全ての施設に配置し、個別の対応が必要となった児童への1対1の対応とか、

その保護者への相談支援などを行うことが大事である」と答弁している。

V まとめ

個別対応職員について国会の質問答弁は、多いとはいえない。個別対応職員の意義や有用性を明らかにするとともに、その配置を進めるためにも国会で多く取り上げられることが必要であると考ええる。今後とも、個別対応職員に関する国会の議論を検討し、制度改善に結び付けていく必要がある。

注

- 1) 平成14年3月20日第154回国会参議院厚生労働委員会第3号9頁
- 2) 平成13年11月19日第153回国会参議院共生社会に関する調査会第2号3頁
- 3) 平成14年3月20日第154回国会参議院厚生労働委員会第3号10頁
- 4) 平成15年2月26日第156回国会参議院共生社会に関する調査会第3号1頁（平成15年5月23日衆議院青少年問題に関する特別委員会での厚生労働副大臣説明も同旨、平成15年5月23日第156回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会第8号1頁）
- 5) 平成15年2月27日第156回国会衆議院予算委員会第五分科会第1号43頁
- 6) 平成17年6月14日第162回国会衆議院本会議第30号12頁
- 7) 平成23年10月25日第179回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会第3号13頁
- 8) 平成14年3月20日第154回国会参議院厚生労働委員会第3号10頁
- 9) 平成15年6月11日第156回国会衆議院厚生労働委員会第23号9頁
- 10) 平成16年11月25日第161回国会参議院厚生労働委員会第6号31頁
- 11) 平成31年3月20日第198回国会参議院総務委員会第6号39頁
- 12) 令和元年10月30日第200回国会衆議院内閣委員会第3号8頁
- 13) 平成16年11月10日第161回国会衆議院厚生労働委員会第6号27頁
- 14) 平成15年4月17日第156回国会参議院厚生労働委員会第8号7頁
- 15) 平成15年6月11日第156回国会衆議院厚生労働委員会第23号18頁
- 16) 平成15年7月17日第156回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会第10号2頁
- 17) 平成28年11月22日第192回国会参議院法務委員会第9号17頁
- 18) 平成20年5月23日第169回国会衆議院厚生労働委員会第16号23頁（平成20年5月28日衆議院厚生労働委員会での厚生労働省雇用均等・児童家庭局長答弁も同旨、平成20年5月28日第169回国会衆議院厚生労働委員会第17号28頁）
- 19) 平成20年11月25日第170回国会参議院厚生労働委員会第4号10頁
- 20) 平成29年6月13日第193回国会参議院厚生労働委員会第24号15頁
- 21) 平成23年2月7日第177回国会衆議院予算委員会第7号27頁
- 22) 平成23年2月25日第177回国会衆議院予算委員会第五分科会第1号4頁
- 23) 平成23年4月15日第177回国会衆議院法務委員会第6号3頁
- 24) 平成15年6月11日第156回国会衆議院厚生労働委員会第23号19頁

- 25) 平成16年 3 月 1 日第159回国会衆議院予算委員会第五分科会第 1 号12頁
- 26) 平成15年 6 月11日第156回国会衆議院厚生労働委員会第23号30頁
- 27) 平成28年 5 月18日第190回国会衆議院厚生労働委員会第18号20頁